

全学科		法学					
学年	第4学年	担当教員名	大石玄				
単位数・期間		2単位	通年	週あたりの開講回数	1回	必修	学修単位 1
授業の目標と概要		<p>技術者として活躍していくのに必要な《法律学的思考》を養う。 すなわち、地域の産業や社会の抱える課題を把握した上で、技術者として社会に対して負っている責任を理解し、これらの課題に適切に対処できる論理的な思考力ならびに表現力を涵養する。</p>					
		釧路高専目標	A:100%	JABEE目標	a		
履修上の注意(準備する用具・前提となる知識等)		<p>前期には教科書(1)を用いて、技術者が技術者として生きていくために必須となる「知的財産権法」の基礎を学びます。 後期には教科書(2)を用いて、労働者として生きていくために必要な「労働法」を学びます。 講義には必ず教科書を持ってくること。これに反した場合、「その他の評価」として10点を減することがあります。</p>					
到達目標		産業社会において自立的に行動できる市民に相応しい、法律的な見識と論理的思考力を身につける。					
成績評価方法		<p>年4回実施する定期試験の成績を総合して、得点が満点の6割に達した者を合格とする。 6割に満たなかった者については、定期試験の各回ごとに再判定の機会を付与する。 なお、日本語を母語としない者については、定期試験に代えてレポートにより評価する。 年間を通算しての得点が基準に達しない場合には再試験もしくは課題提出を課し、6割を超える評価を得た場合に合格とする。 最終評価において、教科書の持参状況を「その他の評価」として算入する(最大-10)。</p>					
テキスト・参考書		<p>★ 教科書(1) 発明協会 『知的財産権標準テキスト』 ★ 教科書(2) 日本ワークルール検定協会編 『ワークルール検定 初級テキスト』 (旬報社, 2015年) ☆ 参考書(1) 茶園成樹 『知的財産法入門』 (有斐閣, 2013年) ☆ 参考書(2) 濱口桂一郎 『若者と労働』 (中公新書ラクレ, 2013年) ☆ 参考書(3) 道幸哲也ほか編 『18歳から考えるワークルール』 (法律文化社, 2012年)</p>					
メッセージ		この講義を通じて論理的な思考力を育てましょう。					
前関連科目		2年「現代社会」、3年「世界史」		後関連科目		5年「知的財産」、専攻科「技術者倫理」	

授業内容	
授業項目	授業項目ごとの達成目標
01) 知的財産権とは 02) 特許になる発明の定義 03) 特許の要件 04) 実用新案 05～06) 意匠法 07) 中間試験	知的財産権の中でも工業と密接に関わる《特許》制度について理解し、その果たす役割を説明できるようになる 価値あるデザインを支える《意匠》制度の果たす役割を理解できるようになる。
前期中間試験	実施する
08～09) 商標法 10～11) 不正競争防止法 12～15) 著作権法	商業活動を支える《商標》の果たす役割を理解できるようになる。 不正競争として問題視される行動の態様を理解できるようになる。 情報化社会において重要度を増している《著作権》の意義について理解できるようになる。
前期期末試験	実施する
01) なぜ労働法が必要なのか？ 02) 採用面接で落とされたら 03) 採用内定を取り消されたら 04) 賃金を払ってもらえなかったら 05) 給料の計算方法に疑問を感じたら 06) 労働時間が長くてつらいときは 07) 中間試験	産業社会が発展する中で《社会法》が必要とされるに至った経緯を理解し、現代において労働法が果たしている役割を説明できるようになる。
後期中間試験	実施する
08) 給料を下げられたら 09) 転勤を命じられたら 10) 転職を決意したら 11) 職場いじめやハラスメントにあったら 12) 仕事を休んでうつ病になったら 13) 解雇されたら 14) 契約を更新しないといわれたら 15) 労働組合の役割	雇用社会が複雑化するなかで生じてきた労働法の今日的課題について理解し、問題の所在を説明できるようになる。
後期期末試験	実施する

到達目標			
1. 知的財産権制度の概略を理解する 2. 労働者を保護するための諸制度について知る			
	理想的な到達レベルの目安(優)	標準的な到達レベルの目安(良)	未到達レベルの目安(不可)
評価項目1	特許権・意匠権・著作権等の意義について理解し、技術者として活用できる。	産業財産権を保護するために設けられている諸制度を利用できる。	産業財産権制度の体系を理解できていない。
評価項目2	職業生活を営むに際し、労働者の権利を擁護するために構築された様々な法的システムを積極的に活用できる。	労働者を保護するために法的な諸制度が設けられていることを理解できる。	労働者を保護する制度について無知であり、自己の雇用の維持に向けた救済制度の利用がおぼつかない。

評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	100			±10			100
基礎的能力	100			±10			100
専門的能力							
分野横断的能力							